

許可番号	派09-000000
事業所枝番号	1
許可年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

※労使協定方式を採用している場合は、
6月1日時点で有効期間中のすべての労使協定書（労使協定書で引用している就業規則等の該当部分も併せて）2部添付する。

許可証に記載

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

・法人は、会社名及び代表者の氏名を記載
・個人は代表者の氏名を記載

株式会社 厚生労働省
提出者 代表取締役 厚生労働 太郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	かぶしきがいしゃ こうせいろうどうしょう		
1 氏名又は名称	株式会社 厚生労働省		
2 住所	〒(〇〇〇-××××) 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 第5合庁ビル14階 (△△) 〇〇〇〇-××××		
(ふりがな)	こうせいろうどう たろう	役名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	厚生労働 太郎	代表取締役	
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ こうせいろうどうしょう とちぎしてん		
4 事業所の名称	株式会社 厚生労働省 栃木支店		
5 事業所の住所	〒(〇〇〇-××××) 栃木県宇都宮市明保野町1-4 第2地方合同庁舎ビル2階 (△△△) 〇〇〇-××××		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業 2 中小企業 参考資料参照	インターネット等で検索して記載 ※栃木労働局HPの派遣様式ダウンロードのページに検索画面へのリンク貼付あり	
7 産業分類	名称	事業主の主たる事業を日本標準産業分類の細分類で記載	分類番号 4桁の細分類番号を記載
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和6年4月1日～令和7年3月31日 報告の対象となる事業年度の期間を必ず記載		
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有 2 無	許可・届出番号	職業紹介事業の許可を受けているかどうか
10 親会社の名称	説明にある①～③のいずれかに該当する者が法人の場合のみ記入		備考
①労働者派遣事業の許可番号	親会社が派遣の許可を受けている場合は記入	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	親会社が紹介の許可・届出番号を有している場合は記入
11 請負事業の実施	1 有 2 無	うち構内請負の実施	1 有 2 無
12 備考	「親会社」とは ①議決権の過半数を所有している者 ②資本金の過半数を出資している者 ③事業方針の決定に関して①、②と同等以上の支配力を有すると認められる者		

※労働局記入欄

発注者の事業所構内において自社の雇用する労働者を使用し生産活動を請け負っている場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を○で囲む

「同じ職場に1年以上派遣見込み」とは
 (例) 3月決算で、1月に派遣労働者を採用し、1年間の派遣契約を締結。3月末日での通算雇用期間は3ヶ月(通算雇用期間1年未満)だが、同じ職場に1年以上雇用見込みの者になる。

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績(実人数) (報告対象期間末日現在) ※「通算雇用期間」とは実際に雇用された期間

(2) 労働者派遣事業の売上高

報告対象期間末日現在の実人数を記載	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
派遣実績が「無」でも記載					
①全労働者		全ての労働者数で、派遣労働者以外の者も含む(役員は除く)			
②派遣労働者総計		(a)		(b)	
③無期雇用派遣労働者		(c)	左欄の内数		左欄の内数
④有期雇用派遣労働者		(d)	雇用安定措置の対象者		
⑤日雇派遣労働者			「日雇派遣労働者」とは日々又は30日以内の期間を定めて派遣元事業主に雇用される者【雇用契約期間で判断する】※30日以内の期間を定めた雇用契約を更新して通算30日を超えるような場合も日雇派遣労働者となる		
⑥登録者 ※登録制度がない場合は「0」			登録者のうち、既に雇用されている者と過去1年以内に雇用されたことのある者の数		

事業所ごとの額を計上(円単位)
 ※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

事業所ごとの額を計上(円単位)
 ※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数(実人数)

(5) 派遣元に関する事項

①派遣先事業所数(実数)

②労働者派遣契約の期間別件数(延べ件数)	総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
	記入漏れに注意										
	報告対象期間中に締結した労働者派遣契約(個別契約)に係る派遣期間について、期間別の件数(個別契約書の枚数)を該当欄に記載										
											実績が無い場合は「0」印を記載

(6) 教育訓練(キャリアアップに資するものを除く)の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別	教育の実施主体の別	受講した派遣労働者数	※時間数を記載(単位:時間)
教育の内容	1 座学 2 実技	1 事業主 2 派遣先 3 教育機関 4 その他		1人当たりの平均実施時間
イ				
ロ				
ハ				
ニ				
ホ				

労働安全衛生法第59条第1項(雇入れ時の教育)の場合
 労働安全衛生規則第35条第1項
 1号.機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること
 2号.安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること
 3号.作業手順に関すること
 4号.作業開始時の点検に関すること
 5号.当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
 6号.整理、整頓及び清潔の保持に関すること
 7号.事故時等における応急措置及び退避に関すること
 8号.前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
 各号のうち該当号数に応じた「1」～「8」までの数字を、
 労働安全衛生法第59条第2項(作業内容変更時の教育)の場合、「9」を、
 同条第3項(危険・有害業務の特別教育)に該当する場合、「10」を、
 その教育の主な内容に応じて最大2つまで記載

③主な派遣先事業主(取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
株式会社△△	埼玉県朝霞市
株式会社□△	東京都港区
株式会社×○	東京都新宿区
株式会社□×	東京都港区

上位5社の法人名と本店住所(市区町村まで)を記載

②その他の教育訓練(①及び(11)に係るものを除く)

訓練の内容(一般教養としての訓練等)	訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	賃金支給の別	1人当たりの平均実施時間
キャリアアップに資する訓練以外(一般教養としての訓練等)	1 OJT 2 OFF-JT	1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給	
イ				
ロ				
ハ				

・OJTとは業務の遂行過程内で行う教育訓練
 ・OFF-JTとはOJT以外の教育訓練

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数(人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数(人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に移った労働者数(人)

(8) 雇用安定措置(法第30条)の措置の実績 報告対象期間内における通算雇用期間が1年以上の有期雇用派遣労働者(60歳以上は対象外)について実績を記入

期間	対象派遣労働者数	派遣元の直接雇用の依頼を講じた人数	うち、派遣先で雇用された人数	(新たな派遣先の提供)を講じた人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	労働者以外の労働者として無期雇用を講じた人数	教育訓練(雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣(※2)	左記以外のその他の措置	備考
計 ※記入漏れに注意										
3年見込み										
2年半から3年未満見込み										
2年から2年半未満見込み										
1年半から2年未満見込み										
1年から1年半未満見込み										
1年未満見込み(※1)										

報告対象期間内に雇用安定措置を行った人数 < 報告期間末日現在である(1)④有期雇用派遣労働者の総計とは一致しません >

前年度に派遣先に直接雇用の依頼を行い、当年度に直接雇用に移った場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして「第1号の措置を講じた人数」にも計上する

同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合は、講じた措置のそれぞれの欄に計上

雇用安定措置を講じなかった人数を含む

派遣就業中の人数や、雇用安定措置を講じず対象期間内に退職している人数を含む

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。

※2 (5)欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

様式第11号 (第3面)

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金 (1日 (8時間あたり) の額) に関する事項

インターネット等で検索して分類する
※栃木労働局HPの派遣様式ダウンロードのページに検索画面へのリンク貼付けあり

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金 (日雇派遣労働者を除く) 最新の「日本標準職業分類(中分類)」に基づく職種別に算出して記載

業務別	派遣料金 (1日 (8時間あたり) の額)			派遣労働者の賃金 (1日 (8時間あたり) の額)		
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01~99の合計額/記載業務の合計数	全業務平均には、全業務(01~99)の単純平均額を記載(縦軸の平均) ※小数点以下は四捨五入					
01 管理的公務員						
02 法人・団体役員						
03 法人・団体管理職員						
04 その他の管理的						
05 研究者						
06 農林水産技術者						
07 製造技術者						
08						
09 建築・土木・測量技術者						
10 情報処理・通信技術者						
11 その他の技術者						
12-1 医師						
12-2 薬剤師						
12-3 歯科医師、獣医師						
13-1 看護師						
13-2 准看護師						
13-3 保健師、助産師						
14-1 診療放射線技師						
14-2 臨床検査技師						
14-3 その他の医療技術者						
15 その他の保健医療従事者						
16 社会福祉専門職業従事者						
17 法務従事者						
18 経営・金融・保険専門職業従事者						
19 教員						
20 宗教家						
21 著述家、記者、編集者						
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者						
23 音楽家、舞台芸術家						
24 その他の専門的職業従事者						
25 一般事務従事者						
26 会計事務従事者						
27 生産関連事務従事者						
28 営業・販売事務従事者						
29 外勤事務従事者						
30 運輸・郵便事務従事者						
31 事務用機器操作員						

「派遣料金」は、消費税を含む

※無期雇用・有期雇用の平均ではない
(01~99の業務別全体の平均)

協定対象派遣労働者の賃金額を記載
(対象者がいない場合は空欄)

○派遣料金 (1日 (8時間あたり) の額) の計算式 (消費税を含む)

$$\frac{\text{(報告対象期間中の労働者派遣料金の総額)}}{\text{(報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数)}} \times 8\text{時間}$$

※小数点以下は四捨五入

◇派遣労働者の賃金 (1日 (8時間あたり) の額) の計算式

$$\frac{\text{(報告対象期間中の派遣労働者の総賃金)} \times \text{手当、賞与等を含む}}{\text{(報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数)}} \times 8\text{時間}$$

※小数点以下は四捨五入

・医療関連業務は、「12-3 歯科医師、獣医師」及び「13-3 保健師、助産師」を除き、へき地や離島等のみ派遣可能

・社会福祉施設等は地域に関わらず派遣可能

「14-1 診療放射線技師」及び「14-2 臨床検査技師」は含めない

インターネット等で検索して分類する
 ※栃木労働局HPの派遣様式ダウンロードのページに検索画面へのリンク貼付けあり

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金 (日雇派遣労働者を除く) (続) 最新の「日本標準職業分類(中分類)」に基づく職種別に算出して記載

	派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食物調理従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理人								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 生産設備制御・監視従事者								
50								
51 機械組立設備制御・監視従事者								
52 製品製造・加工処理従事者								
53								
54 機械組立従事者								
55 機械整備・修理従事者								
56 製品検査従事者								
57								
58 機械検査従事者								
59 生産関連・生産類似作業従事者								
60 鉄道運転従事者								
61 自動車運転従事者								
62 船舶・航空機運転従事者								
63 その他の輸送従事者								
64 定置・建設機械運転従事者								
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者 (建設躯体工事従事者を除く)								
67 電気工事従事者								
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者								
70 運搬従事者								
71 清掃従事者								
72 包装従事者								
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

「派遣料金」は、消費税を含む

※無期雇用・有期雇用の平均ではない
 (01~99の業務別全体の平均)

協定対象派遣労働者の賃金額を記載
 (対象者がいない場合は空欄)

○派遣料金 (1日(8時間当たり)の額) の計算式 (消費税を含む)

$$\frac{\text{報告対象期間中の労働者派遣料金の総額}}{\text{報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数}} \times 8\text{時間}$$
 ※小数点以下は四捨五入

◇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額) の計算式

$$\frac{\text{報告対象期間中の派遣労働者の総賃金} \text{ ※手当、賞与等を含む}}{\text{報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数}} \times 8\text{時間}$$
 ※小数点以下は四捨五入

一部派遣禁止業務が含まれていることに留意すること

インターネット等で検索しても分類不能の場合のみ使用可 (選択する場合、派遣業務内容を余白に記載)

様式第11号 (第5面)

「日雇労働者」とは、日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者
 ※労働者派遣契約の期間ではない

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	全ての業務の単純平均		
4-1 情報処理システム開発			
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

協定対象派遣労働者の賃金額を記載
 (対象者がいない場合は空欄)

令第4条以外の業務も含めた派遣料金及び賃金の平均を記載
 ※令第4条に該当しない日雇派遣のみの場合は、全業務平均のみ記載

労働者派遣法施行令第4条第1号から第4条第19号の業務に従事させていた場合は、
 業務別に実績を記載

准看護師等の看護師以外の者が行う業務は含めない
 ※社会福祉施設等への派遣のみ可能

※記入漏れに注

(10) マージン率等の情報提供の状況

※マージン率等については、
 原則として、インターネットの利用による情報提供が必要

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	
書類の備付け	
その他 (例:パンフレットへの掲載)	

複数選択可
 (情報提供を行っていない場合は斜線)

「その他」の場合は、「提供方法」を記載

様式第11号 (第6面)

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに 関する職務経験・知見のある者	
				職務経験あり	知見あり
計			派遣元責任者との 兼任者数を記入		
キャリアコンサルタント			—	—	—
上記以外の担当者	知見を有する者（実務従事者や類似した民間資格を有する者）又は派遣先との連絡調整を行う営業担当者の人数				
営業職			—		
その他	内訳を記入		—		

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者

③ キャリアアップに資する教育訓練 1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給
	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ)	該当する種別番号を記載				各年ごとの実施時間の総計							
(ロ)	各年ごとの対象となる派遣労働者数				各年ごとの受講者人数				備考			
ロ 職能別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ニ 階層別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					「訓練方法の別」が1又は2、「訓練費負担の別」が1、「賃金支給の別」が1であるもののみ時間と人数を合計する				1～3年目のaの合計 (c)			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					小数点以下切り捨て				1～3年目のbの合計 (d)			
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b) ※フルタイム勤務者で1年以上雇用見込みのある者については、1年で概ね8時間以上であることが求められる					小数点以下切り捨て				1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)					訓練時の賃金総額÷総訓練時間 ※小数点以下は四捨五入							

様式第11号 (第7面)

II 6月1日現在の状況報告 *6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。

1 派遣労働者の実人数

①の数値は、②の01から99の合計値と一致する

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

※「通算雇用期間」とは、報告対象日(6月1日)以前、実際に雇用されていた期間

派遣労働者計 6月1日に実際に派遣された労働者(日雇以外)の実人数	うち、※通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、※通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	(a)	(ア)	(b)	(イ)	(c)	(ウ)	(d)	(エ)

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

内訳を②に記載

協定対象派遣労働者の実人数を記載
(対象者がいない場合は空欄)

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		(a)+(c)の内訳	協定対象派遣労働者 (ア)+(ウ)の内訳	(b)+(d)の内訳	協定対象派遣労働者 (イ)+(エ)の内訳
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者					
11 その他の技術者					
12-1 医師					
12-2 薬剤師					
12-3 歯科医師、獣医師					
13-1 看護師					
13-2 准看護師					
13-3 保健師、助産師					
14-1 診療放射線技師					
14-2 臨床検査技師					
14-3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者					
26 会計事務従事者					
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

・6月1日に実際に派遣された労働者の実人数を最新の「日本標準職業分類(中分類)」に基づく職種別に記載
※インターネット等で検索して分類する(栃木労働局HPの派遣様式ダウンロードのページに検索画面へのリンク貼付けあり)

・複数種類の業務に従事した場合は、6月1日もっとも多く従事した業務に記載

・医療関連業務は、「12-3 歯科医師、獣医師」及び「13-3 保健師、助産師」を除き、へき地や離島等のみ派遣可能

・社会福祉施設等は地域に関わらず派遣可能

「14-1 診療放射線技師」及び「14-2 臨床検査技師」は含めない

様式第11号 (第8面)

協定対象派遣労働者の実人数を記載
(対象者がいない場合は空欄)

② 業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(続)

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		(a)+(c)の内訳	協定対象派遣労働者 (7)+(7)の内訳	(b)+(d)の内訳	協定対象派遣労働者 (4)+(5)の内訳
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43~45 自衛官・司法警察職員等	—				
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者					
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—				
66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—				
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

一部派遣禁止業務が含まれていることに留意すること

インターネット等で検索しても分類不能の場合のみ使用可(選択する場合、派遣業務内容を余白に記載)

③ 特定製造業務従事者の実人数(①の内数)

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
②の01~99までの区分ごとに記載した人数のうち、製造業務へ派遣した実人数を記載				

協定対象派遣労働者の実人数を記載
(対象者がいない場合は空欄)

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(①の内数)

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)			
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

実績人数の中で該当者がいる場合は記載

様式第11号 (第9面)

i 「高齢者」とは、60歳以上の者
 ii 「昼間学生」とは、雇用保険の適用を受けない学生
 iii 「副業として従事する者」とは、生業収入の額が500万円以上の者
 iv 「主たる生計者でない者」とは、生計を一にする配偶者等の収入により生計を維持する者であり、世帯収入の額が500万円以上の者

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ iv に該当しない者					i 高齢者	ii 昼間学生	iii 副業として従事する者	iv 主たる生計者でない者
	協定対象派遣労働者					協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者
内訳を記載									

6月1日に実際に派遣された日雇労働者の実人数

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ iv の合計の内数)

日雇派遣労働者
協定対象派遣労働者
6月1日に製造業務へ派遣した日雇労働者の実人数を記載

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者
4-1 情報処理システム開発		
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 OAインストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

協定対象派遣労働者の実人数を記載 (対象者がいない場合は空欄)

・6月1日現在、日雇派遣労働者を労働者派遣法施行令第4条第1号から第4条第19号の業務に従事させていた場合は業務別に実績を記載
 ・複数種類の業務に従事した場合は、6月1日もっとも多く従事した業務に記載

准看護師等の看護師以外の者が行う業務は含めない
 ※社会福祉施設等への派遣のみ可能

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

6月1日現在において労働者派遣事業に係る登録者であった者の実人数を記載
 ※過去1年を超える期間にわたり一度も雇用されていない者は除く

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者 (雇用されている者を含む。) の数

※登録制度がない場合は「0」となるので注意

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

1-①欄に記載した派遣労働者に係る雇用保険及び社会保険の適用状況を記載
 ※6月1日において、派遣されなかった労働者は必ず除く

	※雇用見込みが1年以上の労働者		※雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険			—	
健康保険	無期雇用派遣労働者の加入人数		—	
厚生年金保険			—	

※「雇用見込み」とは、実際に雇用された期間に、これから雇用される予定の期間を合算

【栃木局版】
 ◎雇用保険または社会保険未加入者がある場合(※)、(※第7面1-①欄の人数から、この欄の保険種別毎の合計を引いた数が1人以上となる場合)「様式第11号(添付書類)」の提出にご協力ください。
 ◎ (添付書類)の様式は、栃木労働局ホームページ⇒労働者派遣事業申請・届出様式ダウンロード⇒【参考】にあります。

雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況について

※ 実際に6月1日に派遣された労働者のうち、未加入者がいる場合は該当する理由の番号に○印を付け人数を記入し添付してください。

なお、派遣元指針により「労働・社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、加入させてから労働者派遣を行うこと」とされております。

(6月1日が日)

【栃木局版】

第9面3「雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況」の総計[I]が、第7面1-①「派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数」の計[II]に満たない場合は本書を添付(※)
※[II]-[I]=1人以上となる場合

許可番号

【雇用保険】

未加入者数

人

未加入の理由	1. 1週間当たりの所定労働時間が20時間未満であるため	人
	2. 雇用契約の期間が31日未満であり、契約期間満了後においても引き続き雇用されている者	人
	3. 昼間学生のため	人
	4. 法人の役員のため	人
	5. 事業主と同居している親族のため	人
	6. 加入手続き中(令和 年 月 日に手続き完了予定)	人
	7. その他 理由を具体的に記入してください	人

未加入理由 1~6 の合計
=※[II]-[I] の人数差

【健康保険・厚生年金保険】

未加入者数

人

未加入の理由	1. 雇用契約の期間が2ヶ月以内であり、当該定めた期間を超えて雇用が見込まれないため	人
	2. 1週間の所定労働時間又は1ヶ月の所定労働日数が通常の労働者の3/4以下の者 次の(ア)~(エ)のうちいずれかに該当する者 (ア)1週間の所定労働時間が20時間未満 (イ)賃金の月額が8.8万未満 (ウ)学生 (エ)被保険者が常時50人以下であり、任意特定適用事業所の申出がなされていない事業所に使用されている	人
	3. 70歳以上のため厚生年金保険は未加入、健康保険のみ加入	人
	4. 75歳以上のため	人
	5. 個人事業主で従業員が5人未満のため、事業所として未加入	人
	6. 加入手続き中(令和 年 月 日に手続き完了予定)	人
	7. その他 理由を具体的に記入してください	人

未加入理由 1~7 の合計
=※[II]-[I] の人数差

注1) 未加入者がいない場合は添付不要です。

注2) 事業所ごとに作成して添付してください。

参考資料

3大企業、中小企業の別

※中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸 売 業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小 売 業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人